

# 平成22年度 山梨県森林審議会

## 富士川上流及び富士川中流 地域森林計画の変更

平成22年11月8日  
於 恩賜林記念館

### 森林・林業に関連する近年の動向

- 平成16年の森林法改正
- 平成17年京都議定書の目標達成計画
- 平成18年の新たな「森林・林業基本計画」の策定
- 平成20年「生物多様性基本法」の成立
- 平成20年の「全国森林計画」の変更
- 平成21年「森林・林業再生プラン」作成

## 森林計画制度

### 森林・林業基本計画

- ・長期的かつ総合的な政策の方向・目標
- ・政府(平成18年9月閣議決定)

### 全国森林計画(15年計画)

- ・国の森林関連政策の方向
- ・農林水産大臣(平成20年10月閣議決定)

### 地域森林計画(10年計画)

- ・都道府県の森林関連施策の方向
- ・伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等
- ・都道府県知事

### 市町村森林整備計画 (10年計画)

- ・市町村の森林関連施策の方向
- ・森林所有者等が行う伐採、造林の指針等
- ・市町村長

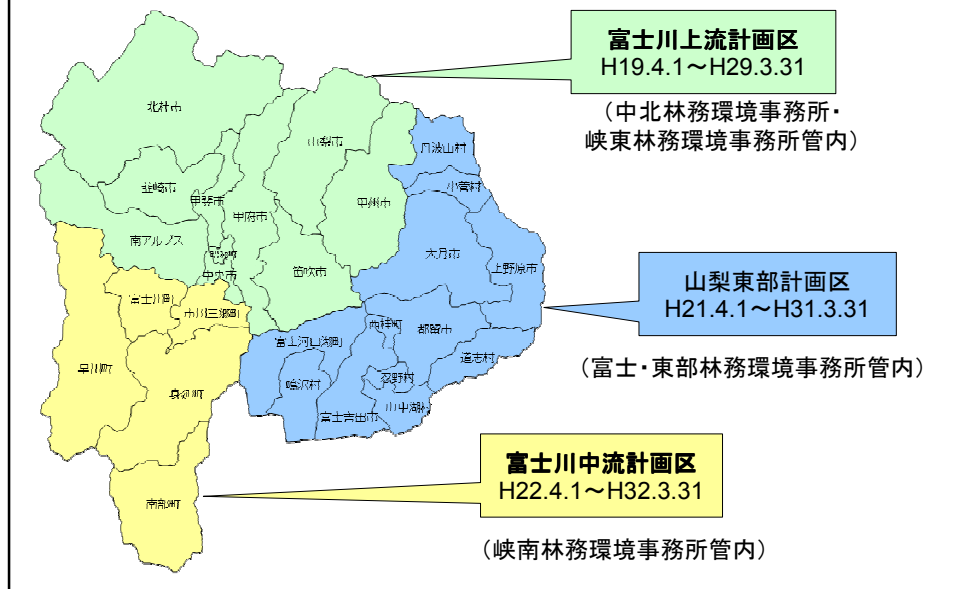
### 森林施業計画(5年計画)

- ・森林所有者等が自発的に作成する  
具体的な伐採・造林等の実施に関する計画

## 全国森林計画について

- **長期にわたる統一的な森林に関する施策の考え方を国が常に明らかにしておくもの**
- **農林水産大臣が、5年毎に15年を1期として、森林整備及び保全の目標、伐採、造林、間伐・保育、保安施設等に関する事項を明らかにする(森林法第4条)**
- **広域的な流域(44流域)ごとに計画量を明示**
- **都道府県知事が策定する「地域森林計画」の規範となる計画**
- **現計画期間は平成21年4月1日から平成36年3月31日まで**

## 山梨県内の地域森林計画区



## 地域森林計画の計画事項①

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 第3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- 第4 造林面積その他造林に関する事項
- 第5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 第6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

## 地域森林計画の計画事項②

- 第7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 第8 森林施業の合理化に関する事項
- 第9 森林の土地の保全に関する事項
- 第10 保安施設に関する事項
- 第11 特定保安林の整備に関する事項
- 第12 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
- 第13 その他必要な事項

## 地域森林計画変更に係るスケジュール

- 9月17日～10月16日（30日間）  
（案）の公告縦覧
- 10月18日 関係機関へ意見照会  
市町村長、森林管理局長、経済産業局長
- 11月8日 森林審議会

答申

- 11月下旬 農林水産大臣への協議
- 12月中 計画の決定

## 地域森林計画の変更①

- 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があったため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。【森林法 第5条第4項】



- 今回の変更内容
  - 林道の開設路線の追加

## 地域森林計画の変更②

- 特定保安林として指定された場合については、当該地域森林計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。【森林法 第39条の4】
  - 要整備森林(造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林)の所在
  - 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項
  - その他必要な事項



- 今回の変更内容
  - 要整備森林の指定

## 諮問案件：要整備森林の指定


- 平成22年7月21日付け農林水産大臣指定により、次の箇所が特定保安林となったため、地域森林計画に掲載

計画流域	場所	面積 (ha)	施業内容
富士川上流	山梨市三富川浦地内	4.92	間伐 (本数調整伐)
富士川中流	南巨摩郡南部町内船地内	5.02	〃

## 諮問案件：開設すべき林道の追加

- 人工林の適切な整備・管理と間伐材の利活用及び公益的機能の高度発揮を図るため、開設すべき林道を追加

計画流域	市町村	路線名	延長 (km)
富士川上流	北杜市	比志海岸寺1号支線	0.5
	山梨市	川上牧丘1号支線	2.6
富士川中流	富士川町	足馴峠1号支線	1.9
	早川町	別当代山	1.0



## 報告

### 【富士川上流】

- 次の箇所について、森林整備が完了したため要整備森林から削除
  - 甲州市勝沼町菱山字下大滝5504地内

### 【富士川中流】

- 平成22年3月8日の市町村合併に伴い、次のように記載を変更
  - 南巨摩郡増穂町 → 南巨摩郡富士川町(旧増穂町)
  - 南巨摩郡鵜沢町 → 南巨摩郡富士川町(旧鵜沢町)